

この報告書は、消費者庁の委託を受けた TMI 総合法律事務所が調査して取りまとめたものである。

消費者庁 御中

海外の公益通報者保護制度の調査業務報告書

令和元年 12 月 27 日

TMI 総合法律事務所

目次

第1.	はじめに	1
第2.	調査内容	3
I	アメリカの公益通報者保護制度について	3
1	公益通報者保護制度に関する概要及び基礎知識.....	3
2	調査対象の法令.....	3
3	公益通報者保護制度の概要.....	4
4	通報者保護制度の制定又は改正の経緯・背景.....	20
5	通報者保護制度の運用・利用状況.....	21
6	通報者保護制度について指摘されている課題・問題点.....	26
7	今後の具体的な法改正等の予定.....	27
8	通報者保護制度の普及・啓発の取組み.....	28
II	イギリスの公益通報者保護制度について	29
1	公益通報者保護制度に関する概要及び基礎知識.....	29
2	調査対象の法令.....	30
3	公益通報者保護制度の概要.....	30
4	通報者保護制度の制定又は改正の経緯・背景.....	43
5	通報者保護制度の運用・利用状況.....	44
6	通報者保護制度について指摘されている課題・問題点.....	45
7	今後の具体的な法改正等の予定.....	49
8	通報者保護制度の普及・啓発の取組み.....	50
9	GDPR 上の域外移転規制	52
III	フランスの公益通報者保護制度について	54
1	公益通報者保護制度に関する概要及び基礎知識.....	54
2	調査対象の法令.....	55
3	公益通報者保護制度の概要.....	55
4	通報者保護制度の制定又は改正の経緯・背景.....	64
5	通報者保護制度の運用・利用状況.....	66
6	通報者保護制度について指摘されている課題・問題点.....	77
7	今後の具体的な法改正等の予定.....	78
8	通報者保護制度の普及・啓発の取組み.....	79
IV	EU の公益通報者保護制度について	81
1	公益通報者保護制度に関する概要及び基礎知識.....	81
2	調査対象の法令.....	81
3	公益通報者保護制度の概要.....	81

4	通報者保護制度の制定又は改正の経緯・背景.....	92
5	通報者保護制度の運用・利用状況.....	93
6	通報者保護制度について指摘されている課題・問題点.....	93
7	今後の具体的な法改正等の予定.....	94
8	通報者保護制度の普及・啓発の取組み.....	94
9	GDPR 上の域外移転規制	94

第1. はじめに

「海外の公益通報者保護制度の調査業務報告書」（以下「本報告書」という。）は、消費者庁の委託を受けて、TMI 総合法律事務所¹が行ったアメリカ（但し、連邦法に限る。）、イギリス、フランス及びEU（以下総称して「本調査対象国・地域」という。）における公益通報者保護制度に係る制度・運用に関する調査（以下「本調査」という。）の結果を報告するものである。

国内外を問わず、企業における大規模な不正事件が取り沙汰される中で、不正事件の早期発見や真相究明のための手段として、内部通報制度の役割が注目されつつある。通常業務におけるレポートラインや内部監査を通じては発見できない社内不正であっても、現場の事業担当者が直接報告を行うことができる内部通報制度によって発覚する場合もある。日本においても、大企業を中心に多くの会社が社内外の通報窓口を設置しており、近年は国外からの通報も受け付けるためのいわゆるグローバル内部通報窓口を設置する会社もある。

他方で、内部通報を行った通報者が、会社や上司から不利益な取扱いを受ける事例も存在しており、会社が通報者に対して行った配転命令が、内部通報を理由とする不利益処分であるか否かをめぐって裁判に発展する事例もある²。内部通報を行うことによって、直接的・間接的に会社や上司から報復を受ける可能性があれば、内部通報制度を実効的に機能させることは難しい。このような畏縮効果を払拭し、内部通報制度を積極的に利用可能とする環境を整えることが、各国政府や、内部通報制度を設置する会社にとっての大きな課題であるといえる。

日本においては、公益通報者保護法が 2004 年に制定され、2006 年から施行されている。同法においては、公益通報を行ったことを理由とする通報者の解雇や不利益取扱いを禁止するとともに、公益通報に対して事業者や行政機関がとるべき措置が定められている。また、世界に目を転じると、公益通報者保護法が未整備の国も多数ある一方で、先進諸国を中心に公益通報者保護法が整備されつつある。しかしながら、その制度設計は国によって様々である。例えば、アメリカにおいては、公益通報者保護を図るための単一の法律が存在するわけではなく、複数の法律によって、通報対象の種類や組織の性質に応じた公益通報者保護の仕組みが定められている。EUにおいては、公益通報者保護法が整備されている国とそうでない国があり、公益通報者保護の水準が区々であったところ、EU 全体において同一水準の公益通報者保護法制の整備を図るため、2019 年 10 月 7 日に EU 公益通報者保護指令が欧州評

¹ 担当者については、別紙 1 参照。

² 東京高判平 23.8.31 判例時報 2127 号 124 頁等

議会において承認された。同指令に基づき、欧州連合加盟各国は、同指令施行から2年後である2021年12月17日までに、同指令に沿った公益通報者保護法制の整備が義務付けられる。

本調査は、2019年12月25日を基準日（以下「本調査基準日」という。）として、本調査対象国・地域における公益通報者保護制度に係る制度や運用の実態を明らかにするため、本調査対象国・地域の公的機関及び法律事務所による公益通報者保護制度に関し、文献調査並びに本調査対象国・地域の公的機関及び法律事務所に対するヒアリングを実施し、その結果をまとめたものである。なお、ヒアリングを行った公的機関及び法律事務所の見解はヒアリング時点（別紙2参照）における見解であり、当該見解がヒアリング時点以降においても維持されることを保証するものではない。また、本報告書記載の当該見解と、今後裁判所によって行われる判断とが一致することを保証するものでない。

また、本報告書は、文献調査及び本調査対象国・地域における公的機関及び法律事務所による調査結果を踏まえた上で作成されたものであり、専門家としての法的助言は含まれていない点に留意されたい。